

## 介護保険法の一部改正（指定介護予防支援事業者の対象拡大）に伴う 利用者との契約の考え方について

ケアプラン作成事業者	令和6年4月1日以降の契約手続き
地域包括支援センターが作成	変更・対応の必要なし
<u>指定介護予防支援事業者の指定を受けない</u> 居宅介護支援事業者が一部委託により作成	
<u>指定介護予防支援事業者の指定を受ける</u> 居宅介護支援事業者が一部委託により作成	<p>地域包括支援センターが締結している現行契約の終了及び新規契約の締結</p> <p>※新規契約については、予め3者契約とすることで介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約手続きの漏れを未然に防止することができます。</p> <p>※市への「介護予防サービス計画作成依頼届出書」は、切り替えの都度、必要となります。</p>

### <補足>

#### 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違いについて

##### ①介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

「総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのみ」を利用する「要支援及び事業対象者」向けのケアマネジメント

##### ②介護予防支援

「予防給付サービス※のみ」または「予防給付サービスと総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを組み合わせて」利用する「要支援者」向けのケアマネジメント

※予防給付サービスとは…

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、福祉用具貸与等のサービス